

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

労働基準法改悪を弾劾する！

三里塚—国鉄—沖縄決戦の勝利で日帝・中曽根を打倒するぞ！

九月十九日、第十〇九臨時国会において、労働時間法制の全面的改悪を狙った「労働基準法改（悪）案」が自民党、民社党などの賛成多数で可決、成立した。「労働時間の短縮」という歌い文句とは逆に、長時間労働の容認、さらに、変形労働時間の大幅導入で、資本金家は労働力を骨の髄まで吸いとることを制度化したものであり、一〇〇%の改悪である。

今回の労基法の改悪は、「週四〇時間労働制」を掲げるなどいかにも労働時間の短縮を目指すようなポーズをとっているが、実は、労働時間の「弾力化」「みなし労働時間」などによって現在の長時間・過密労働を温存・強化するものとなっている。まず、労働時間の問題である。

「週四〇時間労働制」のペテン

この「弾力化」には、①一ヶ月単位のもの、②三ヶ月単位のもの、③一週間単位のもの、④フレックスタイム制（始業、終業の時刻を労働者が自主的に決定する勤務形態）の四種類があるが、いずれも長時間労働に拍車をかけるものである。三ヶ月単位のもの为例にあげてみると、労使協定で「三ヶ月以内の一定の期間を平均し一週間の労働時間が四〇時間を超えない定めをした時は」、特定の週、特定の日の労働時間を十数時間に（上

限なし）にすることができる、というのである。つまり、三ヶ月の期間で、週あたりの労働時間が平均四〇時間であれば、今日は五時間、明日は十一時間という様に、繁忙期には長時間労働、閑散期には短時間にすることができるのである。さらに、この「弾力化」は、十数時間労働してもそれが所定内労働であるかぎり、残業代は支払われないのである。

これは、女性労働者、とりわけ子供を持つ労働者は働くこともできなくなってしまうのである。また、「みなし労働時間」の導入とは、早い話が「タダ働き」をさせるためのものである。外交などの「事業場外労働」で、十二時間労働した場合でも、八時間の所定労働しかなかったものと「みなす」というものであり、このような「みなし労働」が拡大されることで、日本の労働時間は統計上短縮され、内外からの批判をかわすことができるし、長時間、過密労働も温存・強化できるのである。とんだまやかしのなのである。

日帝打倒こそ労働者解放の道

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！